

環境関連教育・訓練手順書

文書番号

PN009

1. 目的

この手順書は、当社の環境マネジメントシステムを継続的に改善・運用に努めるための教育・訓練実施手順を定める。

2. 教育・訓練手順の詳細

1) 一般教育

社員の自覚を高めるため、教育を実施する。

a) 全体教育

環境管理責任者は、社員全員を対象にした一般教育を、年に1回、10月に実施する。EMS事務局は出欠の名簿を作成するとともに、欠席者の情報を部門へ伝達する。

b) 部門内教育

部門内責任者は、自部門の一般教育について必要に応じ、随時実施する。新入社員が入社した場合、可能な限り3ヶ月以内に新入社員教育を行う。

2) 専門教育（内部環境監査員教育）

主任内部環境監査員は、内部環境監査員を養成するため、外部教育機関が実施する内部環境監査員養成セミナーを受講させるか、或いはこれに準ずる社内にて専門教育を実施する。

また、内部環境監査を実施するにあたり、監査の有効性を高めるため社内にて専門教育を実施する。

3) 特定教育

部門内責任者は、下記の作業に従事する者に、適切な教育を確実に実施する。

a) 法規制上の資格を必要とする作業

b) 業務遂行上、特定の社内資格、経験を必要とする作業

c) 著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業

4) 欠席者へのフォローアップ

部門内責任者は、各教育の欠席者へのフォローアップを確実に実施する。

5) 教育の記録

教育を行った際、記録用紙(様式『教 - 2』)に記録し保管する。但し、専門教育及び特定教育においては、力量を明確にし、個人別に記録し保管する。

関連文書等

記録用紙(様式『教 - 2』)

付表 10「環境関連資格能力及び教育訓練一覧表」

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	事務局印	承認者印
第 1 版	初版	H.11.11.15		許田
第 2 版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15		許田
第 2 版	付表 10 の見直し	H.12. 4.14		許田
第 3 版	環境推進委員会による全面見直し	H.16. 1.13		許田
第 4 版	環境推進委員会による全面レビュー	H.17.11.14		許田
第 5 版	環境推進委員会による全面レビュー	H.18.11.13		許田
第 6 版	環境推進委員会による全面レビュー	H.21. 2. 9		小幡